

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

令和3年度
募集

保育補助者雇上費貸付 のご案内

保育補助者の雇上げを新たに行う施設又は事業者に対して必要な金額の貸付けを行う制度です。

保育補助者が貸付期間内に保育士登録を行うと、返還が免除されます。



貸付対象

新たに保育補助者の雇上げを行う施設又は事業者。
(※週30時間以上の勤務を要します。)

貸付額

年額2,953,000円以内

貸付期間

保育補助者が保育所等に勤務する期間。
(勤務を開始した日から起算して3年間を限度。)

返 還

保育補助者が保育士登録を貸付期間内に行わなかった場合は、返還義務が発生します。

申請期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月10日(木)必着
※令和4年2月11日(金)以降の申請は、令和4年4月以降の送金となります。

※予算の関係上、貸付を希望する全員が貸付けを受けられるものではありません。

お申し込みは、各市町村児童福祉担当課経由になります。

貸付の内容や条件等の詳細は、以下の県社協ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.mkensha.or.jp/loan/index.html>



社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

【住 所】 〒880-8515

宮崎県宮崎市原町2-22

☎ 0985-61-2424

【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝除く)